

## 埼玉県中小企業災害復旧支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、令和元年台風第19号（以下「台風第19号」という。）により被害を受けた中小企業者の事業再建を支援するため、被災中小企業者の災害復旧に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業をいう。

2 この要綱において「被災中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 市町村から罹災証明書の発行を受けた中小企業者
- (2) 市町村から被災証明書の発行を受けた中小企業者
- (3) 台風第19号による被害から復興するために、支援が必要と市町村が認めた中小企業者

### (対象外補助事業者)

第3条 次の各号に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) みなし大企業に該当する者
- (2) 同一の内容について、本補助以外に国、県、県内市町村及び独立行政法人等による台風第19号被害に係る補助を受けた者
- (3) その他知事が別に定める者

2 前項に定めるみなし大企業とは、次のいずれかに該当する中小企業をいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業は、被災中小企業者が県内において行う事業活動の再開に不可欠な復旧事業（以下「補助事業」という。）とし、当該事業に要する経費から保険金、共済金その他復旧の経費に充てることのできる給付金を控除した額に対して交付するものとする。

2 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

3 補助率は、4分の3とする。

### (補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、被災中小企業者1者当たり、5,000万円を上限とし、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式1)を知事が別に定める期間に知事に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、規則第4条第2項第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(1) 企業概要(様式2)

(2) 復旧計画書(様式3)

(3) その他知事が必要と認める書類

(協議会の意見聴取)

第7条 知事は、補助金の交付を決定しようとするときは、あらかじめ別に定める埼玉県中小企業災害復旧支援補助金適正化協議会(以下「協議会」という。)により審査を行う。

2 協議会は、補助対象経費の妥当性など補助金の交付の適正化について、技術的な観点から助言・指導を行う。

(交付等の決定)

第8条 知事は、第6条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書(様式4)により通知するものとする。

2 前項の申請書が到達してから、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付条件)

第9条 規則第6条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更又は経費区分相互間の10%以内の変更についてはこの限りではない。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の実施期限は、令和2年3月25日までとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(5) その他規則及びこの要綱に定めるところに従わなければならない。

(変更の承認)

第10条 前条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助事業変更承認申請書(様式5)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、変更承諾書(様式6)を交付するものとする。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(申請の取下げのできる期間)

第11条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(中止・廃止承認)

第12条 第9条第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式7)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、中止(廃止)承認書(様式8)を交付するものとする。

3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(事故に対する指示)

第13条 第9条第3号の規定に基づく知事の指示を受けようとする場合は、補助事業事故報告書(様式9)を知事に提出するものとする。

2 知事は、補助事業者が前項の指示に違反した場合は、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(契約等)

第14条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり、埼玉県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して埼玉県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第15条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は

一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が規則第14条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の4の規定に基づき、会計管理者が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（状況報告）

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式10による状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第17条 規則第13条の報告書の様式は、様式11のとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助事業が完了した日（第12条の規定による廃止の承認を受けた時は、その日）から30日を経過した日又は令和2年3月25日のいずれか早い期日までに報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに提出できないと知事が認める場合は、これを猶予することができる。

3 補助事業者は、報告書の提出に当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 第1項に定める報告書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

（補助金の支払）

第18条 補助金は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精

算交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式12により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理及び処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式13）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第17条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理台帳（様式13）を添付しなければならない。

4 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間及び同条第2号に規定する知事の定めるものは、別表2のとおりとする。

5 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式14）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

6 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(産業財産権等に関する報告)

第21条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した「産業財産権等取得等届出書」（様式15）を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第22条 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(書類の整備)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 補助事業者は、補助金に係る経費について、補助金調書（様式16）を作成しておかななければならない。

3 第1項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日に属する県の会計年度の翌年から10年間保存しなければならない。

4 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に当該書類を引き継がなければならない。

（調査）

第24条 知事は、補助対象となった事業の実施状況、関係種類及び関係帳簿を調査することができる。

（交付決定前実施事業）

第25条 補助金の交付決定前において既に実施済み又は実施中の事業については、令和元年10月13日以降で交付決定前に行われた事業に要する経費についても、その事業が補助事業の全部又は一部であることを確認できるもののみ補助事業の対象とする。

（書類の提出）

第26条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、知事が別に定める方法により提出しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第27条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第28条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第29条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項が生じた場合には、その都度、別途定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月23日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当企業は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地： \_\_\_\_\_

企業等名称： \_\_\_\_\_

代表者職・氏名： \_\_\_\_\_

㊞

※自署である場合、㊞は必要ありません。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象経費	
施設	事業所、倉庫、生産施設及び販売施設等の修繕及び修繕工事等に要する経費
設備	資産として計上する設備の修理・購入に要する経費（資産計上されない備品・什器のうち、パソコンなどの電子機器等で業務専用使用することが認められるものは対象）
車両	業務用のみに使用すると認められる車両の修理・購入に要する経費
委託費	復旧等に要すると認められる委託費（清掃費、産廃処分費、撤去費、解体費用、運搬費等）
使用料・賃借料	機器のリース費用、仮復旧に使用した空き店舗・貸し倉庫等の賃料、駐車場料金等（補助対象期間内のみ）
その他対象経費	前各欄の経費に類するものとして、知事が対象と認める経費

別表 2 (第 2 0 条関係)

財産の種類	期間
取得価格又は効用の増加が 1 件当たり 5 0 万円（消費税抜き）以上の取得財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年 3 月 3 1 日大蔵省令第 1 5 号）を勘案して知事が別に定める期間